

2024年度の考査の実施方針等について

1. はじめに

日本銀行は、毎年度の考査の実施方針等を政策委員会で決定している¹。

考査、オフサイト・モニタリングの実施にあたっては、金融システムを取り巻く環境変化や、金融機関が直面する様々な課題を踏まえて、金融機関の健全性やリスク管理の実態をより迅速かつ継続的に把握し、金融システム全体としての変化をタイムリーに把握することがますます重要となっている。

2023年度においても、日本銀行では、考査部署と本支店のオフサイト・モニタリング部署との間の情報共有の深度を強めるなど、考査とオフサイト・モニタリングの一体的運用の強化を図ってきたほか、大手金融機関を対象とした金融庁との共同調査²をはじめ、様々な取組みを通じて金融庁との連携を深め、金融システムのより詳細な把握に努めてきた。

「2024年度の考査の実施方針等について」では、2023年度の考査およびオフサイト・モニタリングで確認された金融機関の経営動向やリスク管理の状況を整理するとともに、このところの環境変化も踏まえながら、2024年度の考査を実施するうえでの重点事項や、考査運営面での対応などを取りまとめている。また、オフサイト・モニタリングにおいても、考査との一体的運用を図る観点から本方針の重点事項を踏まえつつ、環境変化に伴う柔軟性を確保して対応していく。

2. 2023年度の考査の実施状況等

(1) 考査の実施状況

日本銀行は、国内銀行 20 先、信用金庫 42 先、外国銀行・証券会社³等 5 先の合計 67 先に対し、考査を実施した。なお、2022年度は、リモート手法を活用しつつ、立

¹ 日本銀行法第 15 条第 2 項第 5 号では、政策委員会の議決を経なければならない事項として、「考査に関する契約内容及び毎事業年度の考査の実施に関する重要事項」を掲げている。

² 2023 年度における共同調査のテーマとしては、「共通シナリオに基づく一斉ストレステスト」、「外貨流動性リスク管理」、「サイバーセキュリティ管理」を実施した。テーマについては、金融システム上の重要性に応じて、金融庁と協議のうえ、適宜見直すこととしている。

³ ここでいう「証券会社」とは、金融商品取引法第 28 条に定める第一種金融商品取引業のうち、同条に定める有価証券関連業に該当する業務を行う者を指す。

入調査を部分的に再開したが、2023年度は、立入調査を本格的に再開し、リモート手法を組み合わせたハイブリッド型の考査を中心に行った。

考査の実施先数推移

(先)

	2021年度	2022年度	2023年度
国内銀行	18	20	20
信用金庫	34	37	42
外国銀行・証券会社等	7	4	5
合計	59	61	67

(2) 考査等で確認された事項

2023年度の考査およびオフサイト・モニタリングで確認された、金融機関の収益力・経営体力、経営管理およびリスク管理の状況等を整理すると、次のとおり。

(収益力・経営体力、経営管理)

金融機関の経営体力をみると、金融機関の自己資本は、各種リスク量との対比で総じて充実した水準にあり、十分な損失吸収力を備えている。世界的な金融環境の引き締めりとそれに起因する様々なストレスのもとでも、円滑な金融仲介機能は維持されている。

また、収益力に関し、大手金融機関では、国内預貸業務の効率化を進める一方で、国内外における買収・出資等のインオーガニック戦略を進めつつ、持株会社傘下の銀行、証券、信託、ノンバンク等のグループ全体としての収益力の強化、収益源の多様化を図る動きが引き続きみられた。

地域金融機関では、人口減少等の構造要因や国内低金利環境の長期化等により基礎的収益力が下押しされるもとで、店舗統廃合（「店舗内店舗」化を含む）やATM網・人員配置の見直し等の経営効率化を進めるとともに、役務取引など金融サービスの向上による収益力強化の動きが広がっている。また、LBOファイナンスなど注力分野の貸出を積極化する動きもみられている。

こうした中、経営管理面では、リスクテイクや株主還元を積極化させる先において、自己資本比率の水準を確保するためのリスクアセット管理の強化や、株主還元拡大の前提となる収益計画の精緻化や管理の高度化が必要な事例が確認された。他方、人員制約が強まる中、経営管理・リスク管理や営業推進に支障が生じている事例もみられた。

この間、オープンAPIやクラウドの活用等を含め、デジタルライゼーション／デジタルトランスフォーメーション（DX）により、業務効率化や非対面での対顧客サービスの拡充等を図る動きが広がっている。こうした状況を踏まえ、サイバーセ

セキュリティ対策強化に向けた自助努力を促す観点から、2023年度は地域金融機関に加え、証券会社等に対してもセルフアセスメントを金融庁と共同で実施し、各金融機関に集計結果を還元したほか、各協会と意見交換を実施した。また、気候関連金融リスクについては、対応を進めている先が広がっていることが確認された。

(信用リスク)

金融機関の与信動向をみると、大手金融機関では、ファンド等の機関投資家向けファイナンスやM&Aファイナンス、不動産関連貸出、サステナブルファイナンス等、地域金融機関では、不動産関連貸出やLBOファイナンス、越境貸出等に注力する先がみられている。また、大手金融機関、地域金融機関とも、企業の資金繰り支援や経営改善支援等に積極的に取り組んでいる。

こうした中、信用コストは、2020年度に感染症の影響等から増加したが、その後は落ち着いた動きとなっている。先行きについても、緩やかに増加するものの、総じて低水準に止まる見通しの先が多かった。もっとも、一部の地域金融機関では、大口の業況不芳先の未保全額に対する引当率が低いなど、リスクが蓄積されている事例もみられた。

リスク管理面では、債務者企業の財務・資金繰り状況の実態把握や債務返済可能性等の分析、業況不芳先に対する経営改善支援の実効性等に課題のある事例が確認された。また、不動産関連貸出では、収支シミュレーションやポートフォリオ分析が十分ではない事例、LBOファイナンスでは、審査・管理が業容の拡大に追い付いていない事例等、注力分野における審査・管理に課題がみられた。

(市場リスク)

金融機関の有価証券投資の動向をみると、内外金利上昇やボラティリティの高まり等から、抑制的な投資スタンスが継続している。また、地域金融機関を中心に評価損を抱えリスクテイク余力が低下している先もみられる。

リスク管理面では、地域金融機関を中心に、内外金利上昇等により債券等の価格が下落する中、損失限度額管理の枠組みや限度額抵触時の対応が不十分で評価損が大幅に拡大した先がみられた。また、配賦資本の枠組みにおいて評価損を勘案していない事例や、ストレス時における分配可能利益や純資産価値への影響を把握していない事例等、リスク許容度の検証が十分でない事例がみられた。このほか、外国証券、事業債、ファンド投資などリスクテイクが多様化する中、管理体制の整備が追い付いていない事例も多くみられた。

(流動性リスク)

大手金融機関では、粘着性が相対的に高い外貨預金や円投調達の長期化等により、調達の安定性維持に努めている。また、米銀破綻等の経験も踏まえ、預金の粘着性分析等にも取り組んでいる。こうした中、ストレステストにおける預金流出率想定

の精緻化等について検討を促した。

地域金融機関では、円貨については十分な流動性を保有し、管理にも問題のない先が多いが、預金が趨勢的に減少している先において、原因分析や対応策の検証が不十分な事例がみられたほか、緊急時の対応について、店舗網の縮小や店舗の少人数化等に伴う見直しが行われていない事例がみられた。外貨については、短期の市場性調達等への依存度が高い先を中心に、リスク・プロファイルの変化に応じた安定的な調達手段の確保や、ストレス時の対応力強化が課題となっている先がみられた。

このほか、インターネット預金での調達に取り組む先において、ストレス時における預金の流出想定に課題がある事例が一部にみられた。

(オペレーショナルリスク⁴)

システムリスクについては、大手金融機関、地域金融機関ともに、新しいデジタル技術の活用等が進む一方、ランサムウェア等のサイバー脅威がますます高まっている。

こうした中、クラウドの利用に関して、管理基準やセキュリティ設定など、リスク管理体制が不十分な先がみられた。また、サイバーセキュリティ管理では、脆弱性に関する調査が不十分な事例や、データ暗号化における安全性確保が不十分な事例がみられた。このほか、サードパーティやグループ会社等との業務連携が拡大する中、それらの先まで含めた情報セキュリティ管理や、クラウド事業者に対する委託先管理が不十分な事例もみられた。また、一部の大手金融機関では、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティ管理の実効性等に改善の余地がみられた。

マネー・ローンダリング対策については、2022年度に続き、金融庁検査との連携の枠組みを通じて問題意識や視点を共有しながら、金融機関が体制整備を着実に進めているかを点検した。その結果、全体として体制整備に向けた取組みが進められていたが、進捗状況には金融機関によって差がみられたほか、継続的顧客管理など、相対的に達成率が低い項目もみられた。

3. 2024年度の考査の実施方針

2024年度の考査の実施方針は以下のとおり（より詳細な重点事項については（別紙）参照）。また、オフサイト・モニタリングにおいても、考査との一体的運用を図る観点から本方針の重点事項を踏まえつつ、環境変化に伴う柔軟性を確保して対応していく。

⁴ 事務、コンプライアンス、コンピュータシステム、業務継続など業務運営全般にわたるリスク。

(1) 収益力・経営体力の見通しおよび経営管理の実効性

内外金融経済情勢等の外部環境に対する経営陣の認識と中長期的な経営戦略の実現可能性、そのもとでの収益力や経営体力の見通しおよび、経営管理の実効性を点検する。その際、特に注視するポイントは以下のとおり。

- ✓ 持続可能なビジネスモデルの構築への取組み状況。トップライン収益の強化策、店舗・人員配置見直しや業務改革等の経営効率化策、デジタル技術の活用等の状況と実現可能性。
 - これらの検証を通じて、オフサイト・モニタリングと連携しつつ、地域経済支援や経営基盤強化の取組みの進捗状況等に関し対話を継続する。
- ✓ 大手金融機関については、グローバル展開やグループ戦略による幅広い金融サービスへの取組み状況と実効性。
- ✓ 地域金融機関については、経営統合やグループ経営、特に他社連携により経営基盤強化を進める先については、その取組み状況や実効性。
 - 人員制約が厳しくなっている地域金融機関については、そのもとでの経営管理・リスク管理の十分性や営業推進体制の整備状況についても点検し、対応策について対話する。
- ✓ イールドカーブの見通しを踏まえた先行きの収益見通しや、そのもとでの預貸金や有価証券運用等の経営戦略。
 - 内外金利の市場見通し、預貸金金利の追随率やその実現可能性、資産・負債の構成を踏まえ、収益力シミュレーション等により確認し、対応策について対話する。
- ✓ 有価証券評価損やリスク量（含む銀行勘定の金利リスク<IRRBB>）の拡大等を踏まえた経営体力管理。
- ✓ 先行きの収益力や経営体力に懸念が認められる先については、リスクアセット管理の実効性、配当等の資本政策のあり方。
- ✓ 気候関連金融リスクの把握・管理、情報開示、取引先企業の取組み支援の対応状況。

(2) ガバナンス体制の整備状況や有効性

経営管理やリスク管理の実効性を確保するために必要なガバナンス体制の整備状況や有効性について点検する。その際、特に注視するポイントは以下のとおり。

- ✓ 海外拠点を有している先や持株会社形態の金融グループについて、グループ戦略、グローバル展開、各法域における金融規制・監督枠組み等に見合った統制状況。

- ✓ 経営管理やリスク管理が有効に機能するために必要な情報把握体制。

(3) 各種リスクの状況とリスク管理体制の整備状況

金融機関が抱える各種リスクの状況と先行きの方向性を把握したうえで、リスク管理の実効性を点検する（一部の大手金融機関の外貨流動性リスク管理やサイバーセキュリティ管理など、金融庁との共同調査の対象については、考査との重複を回避する）。その際、特に注視するポイントは以下のとおり。

- ✓ 信用リスク
 - ・ 債務者の財務・資金繰りの状況および変化の把握、ポートフォリオの特性およびその変化の把握。それらを踏まえた入口審査や中間管理の適切性、償却・引当方法の検討状況（業況不芳の大口債務者に対する引当の十分性を含む）。
 - ・ 債務者の財務状況や保全状況等を踏まえた経営支援が必要な先等の抽出および実効的な支援・管理の取組み状況（特に業況不芳の大口債務者に対する抜本的な経営改善支援の取組み状況）。
 - ・ 不動産関連貸出や住宅ローンの入口審査、中間管理、ポートフォリオ分析の実施状況。その他の注力分野（大手金融機関における機関投資家向けファイナンス、M&Aファイナンス、地域金融機関におけるLBOファイナンス、越境貸出等）に関する審査・管理体制。
 - ・ デフォルト事例や金融経済環境を踏まえた先行きの信用コストの見積もり、ダウンサイドリスクの算定。
- ✓ 市場リスク
 - ・ 先行きの市場見通しや有価証券損益の状況等を踏まえた有価証券ポートフォリオ運営方針。運用計画の経営体力・期間収益対比でのリスク許容度。
 - ・ 各種リスク・損失限度枠と経営体力・期間収益の整合性。市場急変時におけるアクションプランの実効性。
 - ・ 有価証券ポートフォリオの規模や多様性等に応じたリスクの把握状況と管理体制の整備状況。
- ✓ 流動性リスク
 - ・ 外貨バランスシート戦略に見合った調達基盤の強化、リスクアペタイト設定、通貨別調達可能額を踏まえた資金ギャップ管理、ストレステストや緊急時調達計画の整備・実施等、リスク管理体制の整備状況。
 - ・ 預金が趨勢的に減少している先を中心とする預金動向の背景分析や対応策の実効性、店舗網縮小や店舗の少人数化を踏まえた緊急時対応の実効性。

- ・ 金利変動等に対する預金の粘着性分析、オンラインバンキングを通じた預金流出への対応方針。
- ✓ オペレーショナルリスク
 - ・ システム障害の未然防止策や障害発生時の復旧体制の実効性。勘定系システムのオープン化など大規模プロジェクトにおける管理体制の適切性。
 - ・ デジタル化が進み、サイバー脅威が高まるもとのセキュリティ確保（クラウドを含む）⁵、インシデントの未然防止策・被害抑制策の有効性および、発生時の復旧体制の実効性。
 - ・ 店舗・人員配置の見直し等を踏まえた事務体制の整備状況。
 - ・ マネー・ローンダリング対策に関する体制整備状況⁶。

4. 考査運営面での対応

（1）立入調査とリモート手法を組み合わせたハイブリッド型考査の継続

2023年度は立入調査を本格的に再開し、Web会議等のリモート手法を組み合わせたハイブリッド型の考査を中心に行ったが、2024年度もこれを継続する。

具体的には、約3週間の考査期間で、地域金融機関等の経営実態とリスク管理体制を包括的に点検・評価する「通常考査」では、前半約2週間は立入調査を行い、後半約1週間はリモート手法を活用して考査を行うことを基本型とする。ただし、金融機関の状況等に応じて、立入とリモートの比率等を調整したり、全期間立入調査による考査も行う。

（2）金融機関の事務負担への配慮と効率性の向上

考査においては、オフサイト・モニタリングで得られた情報を活用しつつ、金融機関ごとに、①内在するリスクが顕在化した場合の金融システムへの影響、②自己資本の余裕度や収益力、リスクテイクの状況等を総合的に評価し、これを踏まえて、考査の頻度、考査期間、調査範囲、提出資料、要員数等にメリハリを付ける、リスクベース・アプローチに基づく効率的な運営を行っている。

2022年度から、金融機関の負担軽減と考査運営の一層の効率性向上を図るため、リスクベース・アプローチに基づき、一部の地域金融機関に対して、より簡潔な、

⁵ 地域金融機関等については、金融庁と共同で実施したサイバーセキュリティ管理体制に関するセルフアセスメントを考査にも活用する。

⁶ 金融庁検査と考査における連携の枠組みを通じて金融庁と問題意識や視点を共有しながら、点検していく。

約2週間の審査期間で、オペレーショナルリスク管理等を調査範囲外とする「短期審査」を行っており、2024年度もこれを継続する。

また、「検査・審査連携会議」を通じた審査・検査計画の調整、審査・検査結果の共有など、金融庁との連携を引き続き進めていく。審査の実施にあたっては、金融庁と連携した各種の共同調査との重複を回避することで、金融機関の事務負担に配慮するとともに、審査の効率性を高める。

さらに、国際的に活動する金融機関に関する事項を中心に、海外当局との問題意識の共有や連携強化を引き続き進める。

(3) 金融機関の納得性を踏まえた運営

日本銀行としては、審査の運営や結果に関して十分な納得や信頼が得られるよう、「審査運営に関するアンケート」や、審査終了後に必要に応じて実施するヒアリングを活用しながら金融機関とのコミュニケーションの充実に努め、金融機関から寄せられた意見・要望に適切に対応することで、審査運営の改善に不断に取り組んでおり、今後も継続していく。

また、2021年度から開始した金融業界との定例意見交換会を通じて、金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取組み等を中心に、審査・モニタリングの運営面に関する意見交換も継続的に行う方針である。

以 上

2024年度の考査における重点事項

1. 収益力・経営体力の見直しおよび経営管理

金融機関が将来にわたり持続可能なビジネスモデルを構築するため、次のA.およびB.の観点から、所要の取組みを進めているかを点検する。

考査においては、これらの点検に関連して、持続性の高い利益¹を確保し、経営体力を保持できるかを、収益力シミュレーション等により検証するとともに、一定のストレス下における収益や経営体力の試算も行い、収益力や経営体力に関する経営陣の課題認識やその向上に向けた対応方針について議論を行う。また、一部の大手金融機関については、オフサイト・モニタリングの一環として、共通シナリオを用いた一斉ストレステストを金融庁と共同で実施し、ビジネスモデルが内包するリスク・プロファイルの深い理解を通じて、財務健全性に関する包括的な評価目線を構築するほか、リスク管理体制の高度化等の経営課題に対して深度ある対話を行う。

A. 収益実現の取組みと経営のPDCAサイクル

金融機関が目指すべき収益の実現のために、内外の経営環境を的確に把握しながら経営戦略・計画を立案・実行し、その成果を検証したうえで、環境変化等に応じて経営戦略・計画を適時に見直す体制（いわゆる、経営のPDCAサイクル）を、適切に構築・運用しているか確認する。

金融機関経営を巡る環境変化については、オフサイト・モニタリングを含めて、フォワードルッキングに情報収集を図っていく。たとえば、内外の金融経済にかかる不確実性、地政学的リスク、地域経済が直面する構造的な課題、情報技術（IT）の進展、内外の金融規制・監督の動向、気候変動対応等について、金融機関の認識や先進的な取組みの聴取を含めて、幅広く継続的に調査を行う。

こうした環境認識を踏まえつつ、大手金融機関については、オフサイト・モニタリングとも連携し、外貨調達環境、国際金融規制や各法域における金融規制・監督枠組みの変化がみられる中でのグローバル展開やグループ戦略（海外拠点やインオーガニック等の戦略を含む）、デジタルイゼーション/DXへの対応等の幅広い金融サービスへの取組み、経営効率化に向けた業務改革等を調査し、グループ全体の収益力の観点から取組み内容と実効性を点検する。

¹ コア業務純益（除く投信解約損益）から信用コストを控除した利益をいう。

一方、地域金融機関については、人口減少や高齢化等の構造要因に直面する地域経済のもとで、これを将来にわたってしっかりと支えていくためには、引き続き、地域金融支援や経営基盤強化の取組みを進めていくことが重要である。こうした観点から、預貸金収益や手数料収入などトップライン収益の強化策や、店舗・人員配置の見直し、業務改革等の経営効率化策の取組み状況および先行きの実現可能性を点検する。その際、デジタルイゼーション／DX、異業種との業務提携の効果等にも注目していく。また、経費抑制や採用難等により、人員制約が厳しくなっている地域金融機関に関しては、そうしたもとの経営管理・リスク管理の十分性や営業推進体制の整備状況についても点検し、対応策について対話する。このほか、持株会社形態等での経営統合やグループ経営により経営基盤強化を進める地域金融機関については、その取組み状況や実効性について点検する。これらの検証を通じて、オフサイト・モニタリングと連携しつつ、地域経済支援や経営基盤強化の取組みの進捗状況や今後の方針・課題について、対話を継続する。

先行きの収益力や経営体力の見通しについて、収益力シミュレーション等を通じて点検する。その際、イールドカーブに関する市場見通しをベースに、金融機関の資産・負債における金利更改期、預貸金金利の追随率やその実現可能性を踏まえつつ、先行きの資金利益等の見通しを把握する。また、そのもとの預貸金や有価証券運用等の経営戦略について、オフサイト・モニタリングとも連携しつつ、金融機関と議論を深める。

また、経営のPDCAサイクルを運用するうえで、適切な収益管理を行っているかを確認する。大手金融機関については、全社的な財務目標と事業部門別・個社別採算管理との整合性や、管理の実効性等を点検する。地域金融機関については、収益見通しを一定の精度で把握するといった基本的な事項についての対応状況を確認するほか、収益力や経営体力の状況、業容等を踏まえつつ、効率性指標の活用状況や、地域別や債務者属性別などセクター別のポートフォリオの特徴を踏まえた採算性把握・分析の状況を点検する。

B. 経営戦略・計画に関するリスクの把握と対応

経営戦略・計画の実施に伴うリスクを的確に把握し、経営戦略・計画の見直しに結びつけているかを確認する。特に、内外金利をはじめとする金融市場の動向、地政学的リスク、気候変動対応など、経営環境・戦略の変化を勘案したリスクの把握がなされているかに注目する。また、期間収益や自己資本との関係でのリスクテイクの適切性を検証する統合リスク管理の枠組みを有価証券評価損の扱いを含め整えているか検証する。

その際、ストレステストの活用も含め、金融経済情勢が大きく変化した場合に自己資本と期間収益に生じ得る影響を分析し、対応を検討しているかも点検する。ストレステストについては、①経営陣の関与および所管部署の統括機能、②シナリオおよびテスト対象範囲の十分性、③モデルやデータの整備・検証体制、④テスト結

果を経営のP D C Aに活用する枠組み等を点検する。特に、内外イールドカーブの変化に伴う有価証券評価損や投資信託償還損、リスク量への影響について確認する。また、銀行勘定の金利リスク（I R R B B）について、リスク管理上の位置付けや管理状況を確認するほか、コア預金の考え方等について、対話を行う。このほか、バーゼルⅢの最終化を含む制度変更が自己資本比率等に与える影響を分析し、経営計画策定に活用できているかについても点検する。

先行きの収益力や経営体力に懸念が認められる先との間では、将来にわたり安定的に金融仲介機能を発揮していくための自己資本とリスクアセットのバランスや、これらを管理するための枠組み、配当等の資本政策のあり方について、経営陣との対話を重点的に行う。考査終了後も、オフサイト・モニタリングにおいて経営トップとの対話を継続していく。

グローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）やこれに準ずる先については、再建計画やコンティンジェンシープランの実効性を点検する。

気候変動対応については、規模・特性に応じて、①気候関連金融リスクの把握・管理（移行リスクや物理的リスクの定量評価等を含む）、②T C F D等に基づく開示の質と量の充実への対応、③取引先企業の脱炭素化に向けた取組み支援（中小企業向けの啓蒙活動や、温室効果ガス排出量の計測支援、サステナビリティ・リンク・ローンやグリーン・ローン等の商品・サービスの拡充等を含む）の状況に関して、これらの進捗状況や課題を把握し、オフサイト・モニタリングとも連携して、深度ある対話を行う。

2. ガバナンス

A. ガバナンスの有効性確保

大手金融機関については、インオーガニック投資を含む業務拡大や、グループ横断的なサービス提供機能の強化を推進するに相応しい、リスク管理、内部監査を含めたグループベースのガバナンス体制が構築されているかを点検する。

地域金融機関については、各種経営方針の組織への浸透と、リスク認識に関する組織内のコミュニケーションが円滑に図られ、経営戦略・計画の実現に向けて適切に組織力を発揮できるガバナンス体制が構築されているかを点検する。また、傘下に地域金融機関を有する持株会社についても、同様の点検を行う。

考査での点検の際、社外取締役等との面談を必要に応じて実施する。

B. 海外 G-SIFIs の在日拠点のガバナンス体制

海外 G-SIFIs の在日拠点については、グループ内での役割を把握するとともに、業務内容やリスクに応じた適切な管理体制が構築されているかを点検する。そのう

えで、①グループ全体のストレス事象を想定した場合の在日拠点への影響と対応、②再建・破綻処理計画上の在日拠点の位置付け等について、これらに関する在日拠点の関与も含め点検する。在日法人の形態をとっている拠点については、経営悪化時における本部の支援体制も点検する。なお、③円資金の管理拠点が在日拠点以外に置かれている場合には、同拠点の管理状況や不測の事態に備えた日本銀行との連絡体制を確認する。また、④グループ全体のストレス事象を想定した場合におけるわが国の金融システムへの影響について、本部等からの情報収集も含め調査を行う。

C. 内部監査を通じた自律的な経営管理・リスク管理

内部監査について、①最近の業務およびリスクテイク状況を踏まえて、監査対象の選定や監査資源の配分が適切に行われているか、②業務の適正性の検証と監査結果を受けた改善が適切になされているか、特に本部監査では、必要に応じて外部専門家等の知見も活用しつつ、リスク管理の実効性に踏み込んだ点検を行い、有効な改善策の検討につなげているか、③監査の結果や提言が経営に活用されているか、を金融機関の業容やリスクテイクの状況に応じて点検する。なお、考査の実効性を高める観点から、考査前に金融機関の内部監査部署へのヒアリングを必要に応じて実施する。

D. 経営管理・リスク管理に必要な情報把握体制

主として大手金融機関を対象に、経営陣が適切な経営判断を行うためのグローバル・グループワイドな財務情報やリスク情報について、①経営情報システムなどの情報把握体制を適切に整備しているか、②そのために十分な経営資源を割り当てているか、③情報の網羅性、正確性や適時性等を確保しているか、などを点検する。その際、国際金融規制等、制度面への対応状況も確認する。

3. 信用リスク管理

A. 審査・管理

大手金融機関、地域金融機関のいずれにおいても、金融経済環境の変化や個別債務者の状況を踏まえた信用リスク管理が重要となる。また、特に地域金融機関においては、人口減少など地域経済が直面する構造的な課題も踏まえた管理が求められる。

こうした状況等を踏まえつつ、個別債務者の財務・資金繰りの実態および変化を適切に把握し、債務返済可能性の分析を行っているか、ポートフォリオ特性やその変化を分析しているか、信用コストの発生事例の分析を適切に行っているか、点検する。また、そうした分析を入口審査や中間管理に的確に活用しているか、についても点検する。特に、業況不芳または事業リスクが大きい大口債務者については、

実態把握の十分性や、自己査定 of 正確性を含めた審査・管理の適切性を丹念に点検する。その際には、ラインシート調査²等も活用していく(3.の以下の項目も同様)。

また、大手金融機関、地域金融機関とも、REITや、ノンリコースローン、アパートローンなど不動産関連貸出や住宅ローンに積極的に取り組む先がみられている。こうした先に関しては、ストレス時も想定したキャッシュフロー検証や回収可能性検証等の入口審査、資産価格や賃料、金利の動向等も踏まえた中間管理、ポートフォリオ全体のリスク分析、バーゼルⅢ最終化の影響を含めたリスクアセット管理の適切性について点検する。なお、融資期間の長い案件にかかるキャッシュフロー検証は、アパートローン等の不動産関連貸出に止まらず、プロジェクトファイナンス(太陽光発電向け等)など様々な分野で重要である。

さらに、地域金融機関のうち、LBOファイナンスや越境貸出等に注力している先については、これらの貸出について貸出形態や債務者の特性を踏まえ、適切に審査・管理しているか、点検する。大手金融機関については、①ファンド等の機関投資家向けファイナンス、M&Aファイナンスなど取組みを積極化させている与信や、貸出関連商品の組成・販売など注力分野の業務を適切に管理しているか、②本部がグローバルな管理・報告ルールを整備し、適切にモニタリングしているか、などを点検する。

B. 信用コストの見通し(償却・引当のあり方)

内外の金融経済環境や、最近のデフォルト事例、個別およびポートフォリオレベルの債務者実態、保全・引当の状況を踏まえ、先行きの信用コストおよびダウンサイドリスクを検証し、その的確性について金融機関と対話する。また、適切な償却・引当方法のあり方について金融機関と対話を深めるほか、必要に応じて金融機関の会計監査人との意見交換も実施する。特に、業況不芳の大口債務者に関しては、引当の十分性を含め、深度ある対話を行う。

C. 企業の経営改善支援

①個別債務者の財務状況や保全・引当の状況等を踏まえ、本部と営業店が連携し、経営改善支援が必要な先等を的確に抽出しているかを点検する。また、②それらの債務者の経営実態や事業の将来性を的確に分析し、債務者と経営課題の認識を共有しているか、③債務者の課題解決に向けた助言や提案、支援等を、本部と営業店が適切に連携して行っているか、④必要に応じ事業承継支援を実施しているか、⑤業況が不安定な債務者については、他の金融機関や外部専門家等と連携するなどして、

² 抽出された個別の債務者について、財務状況の推移、借入・返済状況の推移、これらの将来見通し、金融機関の自己査定結果や融資方針等の情報が記載された書面(ラインシート)を基に関係部署と面談を行い、地域経済や業界の動向といった経営環境、与信管理状況等を把握・確認すること。

抜本的な解決に向けた働きかけを実施しているかなど、支援・管理の取組み状況と実効性について点検する。特に、業況不芳が続いている大口債務者に関しては、抜本的な経営改善を図ることなく貸出を続けるなど、リスクが蓄積していないか、深度ある対話を行う。

4. 市場リスク管理

A. リスクテイクに応じた管理体制の構築

本文2.(2)（「考査等で確認された事項」）のとおり、内外金利上昇等により債券等の価格が下落するもとで、リスク管理の実効性に課題があった結果、多額の評価損が生じた先や、収益力・経営体力への影響把握が十分でない先がみられた。

こうした状況も踏まえ、先行きの市場見通しや有価証券損益の状況等を踏まえた有価証券ポートフォリオの運営方針を確認する。また、運用計画の策定に際して、計画を実行した場合のリスク量等が、自己資本および期間収益対比で許容できるかを検証しているか、点検する。その際、ストレステスト等の実施を通じて、評価損が拡大した場合の分配可能利益や純資産価値への影響を検証しているか、なども点検する。また、有価証券ポートフォリオの多様化が進んでいる先を中心に、内包されるリスクファクターを正確に把握しているか、適切な頻度で、時価、リスク量等をモニタリング・計測しているか、などの管理体制を確認する。

B. 各種リスク・損失限度枠の適切性、抵触時における対応

各種リスク・損失限度枠が経営体力や期間収益対比でみて、適切な水準に設定し、必要に応じて適切に見直されているか、抵触した場合のアクションプランが検討されているか、点検する。また、内外市場の急変時など協議ポイント等に抵触した場合に、自己資本や期間収益への先行きの影響も踏まえて、継続保有の適否等の意思決定を適時に行う枠組みが整っており、実際に機能しているかについて点検する。

5. 流動性リスク管理

A. 外貨流動性リスク管理

国際的に活動する大手金融機関については、外貨調達残高が高水準となっていることから、①外貨バランスシート戦略（増減、預貸ギャップ、運用調達のマチュリティギャップ、採算性等）に見合ったリスクアペタイト（流動性ストレステスト結果や中長期調達の比率等）を設定しているか、②通貨別に調達可能額を踏まえた資金ギャップ枠を設定するとともに、突発的な資金流出にも対応可能な流動性バッファを保有しているか、③合理的な資金流出入の想定に基づき、流動性ストレステストおよび緊急時調達計画をグループ全体で統合的に整備・実施しているか、点

検する。

外貨調達基盤の強化とリスク管理の高度化に向けた取組みについては、オフサイト・モニタリングにおいても、金融庁や大手金融機関を管轄する海外当局とも連携しつつ、継続的に調査を行う。大手金融機関のうち一部の先については、金融庁との共同調査を実施し、考査では当該調査との重複を回避する。共同調査では、海外拠点の管理や、流動性ストレステストにおける預金の流出率想定について、各行の取組み状況等を点検する。

また、地域金融機関については、短期の市場性調達等への依存度が高い先や外貨建て資産運用に積極的な先を中心に、資産の市場流動性等を勘案した安定的な調達手段の確保、ストレステストの実施・活用、緊急時対応力の実効性向上など、リスク管理体制の整備・構築状況を点検する。

B. 円貨流動性リスク管理

金利変動等に対する預金の粘着性分析の実施状況や、オンラインバンキングを通じた預金流出のリスクに関するモニタリング体制や対応方針等を点検する。

また、地域金融機関については、①預金が趨勢的に減少している先を中心に、預金動向の背景分析や対応策の検討を実施しているか、②店舗網縮小や店舗の少人数化も踏まえ、緊急時に迅速に流動性準備を確保できる体制を整備・見直ししているか、点検する。

6. オペレーショナルリスク管理

A. システムリスク管理体制

金融機関の重要なシステムを中心に、①保守管理や重要システムの二重化等、システム障害の未然防止策や、②コンティンジェンシープランの整備・訓練を含む障害発生時の復旧体制の実効性について点検する。その際、デジタルイゼーション／DXの進展による新たな技術やサービスの利用に見合った管理が行われているか、という観点からも点検する。また、クラウドの利用やAPI連携等、サードパーティとの業務連携が拡大している傾向も踏まえ、そうした先については、開発・運用のプロジェクト管理、システム障害時等の連携体制、顧客データ等に関する情報セキュリティの観点等から、従来からの業務委託先を含むサードパーティ管理を適切に行っているかを点検する。さらに、勘定系システムのオープン化など大規模プロジェクトにおいて、各種プロジェクト管理や委託先管理が適切に行われているか等について、委託先等への調査も交えて点検するほか、次期システムに向けた検討状況（地域金融機関が利用する共同システムを含む）についても確認する。このほか、サイバーセキュリティを含むシステム管理全般の実効性と、システム投資の効率性の両立を図る経営資源の配分がなされているかなどの観点から、金融機関本体およ

びそのグループ会社等に対するITガバナンスの有効性を確認する。

B. サイバーセキュリティ管理体制

サイバーセキュリティ管理体制の整備状況について、各金融機関の業務内容等（クラウドの活用状況を含む）を踏まえ、①日々変化するサイバー脅威動向等の情報収集や情報共有の適切性、②脆弱性対策の実効性、③顧客情報など重要データへのアクセス権限管理の妥当性、④サイバー攻撃への未然防止策と被害抑制策の有効性を点検する。また、攻撃からの完全な防御は困難であることを踏まえ、サイバーインシデント発生時を想定した重要な業務の復旧に向けた体制やコンティンジェンシープランの実効性、演習の実施状況とその結果を反映した管理体制の見直し状況を点検する。

一部の大手金融機関に対する金融庁との共同調査では、グループ・グローバルなリスク管理体制整備、サイバーレジリエンスの向上、業務委託先を含むサードパーティ管理、リスク・プロファイルの変化への対応について対話を深める。なお、考査の実施にあたっては、共同調査との重複を回避する。

地域金融機関等については、引き続き、金融庁と共同でサイバーセキュリティ管理体制に関するセルフアセスメントを実施し、整備状況の実態把握および対策強化について働きかけを行っていく。

C. 事務リスク管理・コンプライアンス管理体制

事務集中、店舗網や人員配置の見直し等の動きが一段と広がっていることを踏まえ、①これらに伴う事務リスクのプロファイルの変化を金融機関が適切に認識しているか、②金融機関およびその重要なグループ会社や業務委託先・連携先等のサードパーティも含め、リスク・プロファイルの変化に伴う管理体制の整備・見直しが適切に行われているかを点検する。このほか、③フィービジネスに注力する先を中心に、金融商品販売やアドバイザリー業務にかかるコンプライアンス管理体制の整備状況についても点検する。その際、事務処理の実態把握や不正事件・事務事故の分析等を通じ、リスク管理上の問題点を洗い出し、有効な改善策を講じているかも点検する。

D. マネー・ローンダリング対策

国際的にマネー・ローンダリング対策やテロ資金供与の防止が強く求められている中、金融機関がマネー・ローンダリング対策を着実に進めることは、適切な業務運営を確保するうえで不可欠であるほか、金融機関自身の信認維持のためにも重要である。こうした観点から、考査では、引き続き、金融庁検査と考査における連携の枠組みを通じて金融庁と問題意識や視点を共有しながら、体制整備状況等を点検する。

E. 業務継続体制

実効性のある業務継続体制の整備は、金融機関の重要業務の遂行に加え、わが国決済システムの円滑な運行という観点からも重要である。引き続き、感染症のみならず、地震や台風、水害など最近の自然災害やサイバーインシデントの発生に対応して、業務継続体制の見直しが適切に行われているかを点検する。その際には、金融機関の業務内容や決済システム・地域におけるプレゼンス等を考慮する³。

³ 大手金融機関等については、ITシステムやサードパーティ等への依存の高まり等の環境変化を踏まえ、システム障害、テロやサイバー攻撃、感染症、自然災害等を含む事象が発生した場合を念頭に、オペレーショナル・レジリエンス（未然防止策を尽くしてもなお業務中断が生じることを前提とした早期復旧・継続体制の整備）の観点からも調査を行う。